

参考

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

流山市いじめ防止対策推進条例（抄）

（流山市いじめ対策調査会）

第16条 教育委員会に、法第14条第3項に規定する附属機関として、流山市いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2 調査会は、次に掲げる事項を担当する。

（1）いじめの防止等に関する調査研究

（2）市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

（3）重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 調査会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 調査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 調査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

10 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

11 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 調査会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（重大事態への対応）

第17条 重大事態が学校で発生した場合には、教育委員会又は当該学校は、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により教育委員会が調査を行う場合においては、調査会に依頼して調査を実施するものとする。

4 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び第2項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。